

仕様書

- 1 業 務 名 「甲府市民健康ガイド」作成業務
- 2 業務目的 本市が実施する健診等の情報を市民に周知することを目的とし、甲府市民健康ガイドの作成を行う。
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 発行時期 令和8年3月（予定）

5 規 格 等

- (1) 発行部数 75,000部（予定）※広告クライアント分を含まない
- (2) ページ数 表紙周り4P、ハガキページ2P
本文60P～70P程度（広告掲載を含む）
※掲載する情報量は「令和7年度保存版甲府市民健康ガイド」を参考にすること。（市ホームページで閲覧可能）
- (3) 刷 り 色 表紙周り及び本文：4色（CMYK）
ハガキページ：1色（K）
- (4) 紙 質 表紙周り：カード紙K判12.5kg相当
本文：再生紙A判23.5kg相当
ハガキページ：上質紙A判70.5kg相当
- (5) サ イ ズ A4判
- (6) 製 本 無線綴じ

6 掲載内容等

- (1) 各種健診情報
- (2) 予防接種情報
- (3) 健康に関連する行政情報（施設情報や電話番号など）
- (4) 広告

※掲載する（1）各種健診情報、（2）予防接種情報、（3）その他健康に関する行政情報の情報量は「令和7年度保存版甲府市民健康ガイド」を参考とし、その内容等については必ず掲載するものとする。（市ホームページで閲覧可能）

※掲載内容の文字の大きさやレイアウトについては、多くの市民に見てもらえるようにデザイン等を工夫すること。

7 広告について

- (1) 広告の募集、広告記事作成・掲載、広告料の徴収は事業者が行う。
- (2) 広告料収入は、甲府市には帰属しないものとする。
- (3) 広告は表紙周り（表表紙を除く）及び本文の記事下部等に掲載する。事業者は、広告を掲載するページについて甲府市と協議する。
- (4) 広告の内容の大きさ・割付・掲載場所については、甲府市に報告して進

めるものとする。

- (5) 広告内容については、甲府市広告掲載要綱、甲府市広告掲載基準、「甲府市民健康ガイド」作成業務における広告取扱要領の規定を遵守すること。なお、甲府市は要綱により広告の審査を行い、事業所に結果を通知する。

8 業務内容

- (1) 発行業務（企画、編集、印刷、製本）。
 - (ア) 多くの市民に見てもらえるようなデザイン及び構成を提案を行うこと。
 - (イ) 事業者は、甲府市の承認により発行業務を遂行すること。
- (2) 進行管理業務
- (3) 成果物の提出
- (4) 掲載広告に関する業務。ただし、甲府市広告掲載要綱、甲府市広告掲載基準、「甲府市民健康ガイド」作成業務における広告取扱要領を遵守する。
- (5) 指定場所への納品（甲府市役所本庁舎及び南庁舎、配送業者等）
- (6) その他発行に係る制作全般

9 編集等の条件

- (1) 事業者は、甲府市が提供する行政情報に基づき原稿を作成する。
- (2) 事業者は、企画・編集・印刷・製本にいたる一切の業務を行う。なお、企画・編集については、甲府市と十分協議のうえ、業務を遂行する。
- (3) 甲府市民健康ガイドの校正作業は、甲府市の校了をもって印刷に着手するものとする。

10 電子媒体の提出について

事業者は、電子データをPDF形式で甲府市に納品するものとする。

11 電子書籍版等の作成

事業者は、甲府市民健康ガイドの電子書籍版を作成し、市のホームページでの閲覧、またはリンク先から閲覧できるようにするものとする。

12 納品について

- (1) 事業者は、発行した甲府市民健康ガイドを甲府市が指定した納品日（3月上旬予定）までに甲府市指定場所（配送業者を含む）に納品を行う。納品日については別途、協議する。
- (2) 梱包形態は1梱包あたり50部とし、クラフト紙による完全梱包とする。

13 費用

8(2)及び11に示す事業者の業務に係る経費については、業務に係る経費から広告収入見込み額を差し引いた金額を契約額とし、広告収入額の増減による契約額の変更契約は行わないものとする。ただし、その他の事由については甲府市と協議の上、変更契約を行うことはこの限りではない。

1 4 著作権

甲府市が事業者を提供する行政情報に基づき作成された内容は、甲府市に著作権が帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲府市の許可を得るものとする。

1 5 発行に関する責任

「甲府市民健康ガイド」発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、甲府市及び事業者は、直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、事業者が集めた広告内容や地域情報等に関する一切の責任は、事業者又は広告主が負うものとし、甲府市は一切の責任を負わない。

1 6 秘密の保持

事業者は、本業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は業務以外に利用してはならず、秘密の属するデータ等は、業務の完了後廃棄処分するものとする。

1 7 収支報告書の提出

事業者は、業務の完了後、広告収入額が分かる収支報告書を提出するものとする。

1 8 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲府市と事業者がその都度協議の上、決定する。